Ⅰ　計画の趣旨等

１　計画策定の趣旨

　この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第89条（※１）に基づき、障害のある人にとって必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制が計画的に整備されることを目的として策定するものです。

　今回の策定にあたっては、平成24年度から平成26年度を計画期間とした第３期障害福祉計画の進捗状況等の分析や評価を行い、本県における課題等を整理したうえで、国の基本指針（※２）に則して策定することとします。

|  |
| --- |
| ※１　障害者総合支援法　第89条  「都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」  ※２　国の基本指針  　　　「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」  （平成18年 厚生労働省告示第395号）（一部改正　平成26年 厚生労働省告示第231号） |

２　計画の位置づけ等

(1)　「高知県障害者計画」との関係

県は、障害者基本法に基づいて、障害のある人に対する取り組みの基本的方向を示す県行政の指針として、平成25年３月に「高知県障害者計画」を策定しています。

一方、この「高知県障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、３年を一期として策定する「障害福祉サービス等の確保に関する計画」であり、高知県障害者計画の障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとなるものです。

(2)　計画期間

「高知県障害福祉計画」は、平成18年度からの第１期計画から始まり、現在は平成24年度から平成26年度までの第３期計画の計画期間中です。

今回の第４期障害福祉計画については、第３期計画の進捗状況等を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの３年間を計画期間として策定します。

(3)　計画の推進体制

○　障害の特性やライフステージに応じたきめ細やかで一貫したサービスが提供できるよう、障害保健福祉の分野だけではなく、雇用や教育、医療等の関係部局・機関が連携し、総合的に取り組みます。

○　障害のある人が、身近な地域で障害特性等に応じて必要な障害福祉サービス等が受けられるよう、市町村や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携を図りながら、計画的なサービスの提供基盤の整備を進めていきます。

○　障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」を実現するためには、障害のある人自身や直接的な関係者だけではなく、県民みんなで考え、取り組んでいくことが必要であり、広く県民の参加や協力を得ながら、目標の実現に向けて取り組んでいきます。

(4)　ＰＤＣＡサイクルによる点検及び評価並びに必要な措置

この計画に定める目標等については、毎年度、実績を把握のうえ、障害者施策や関連施策の動向なども踏まえて、分析・評価を実施し、その内容を高知県障害者施策推進協議会（※１）や高知県自立支援協議会に報告し、推進方策等について意見を求めます。

また、これらの内容についてはホームページ（※２）上で公開し、県民からの意見を募集し、必要に応じて計画を変更するとともに、事業の見直しや新たな取組の検討を行います。

|  |
| --- |
| ※１　障害者施策推進協議会  障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項などを協議する組織で、障害のある人・学識経験者・障害者福祉事業従事者・関係行政機関の職員などで構成されます。  ※２　高知県地域福祉部障害保健福祉課のホームページアドレス  http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301/ |

３　計画が目指す方向

この計画は、高知県障害者計画の基本理念及び平成24年２月に策定した「日本一の健康長寿県構想（第２期）」を踏まえて、次の方向を目指します。

(1)　「共生社会」の実現

障害のある人が日常生活や社会生活において必要な支援を受けながら、可能な限り希望する場所で、その人らしく暮らし、障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」（※１）の実現を目指します。

(2)　「高知型福祉」の実現

高知県では、「日本一の健康長寿県構想」を策定し、県民だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、それぞれの地域の実態に即した新しい福祉の形を作り上げていく「高知型福祉」の実現を目指して取り組みを進めています。

障害者福祉においては、障害のある人が生き生きと暮らせる地域づくりに向けて、サービスが不足している中山間地域のサービス提供体制の充実や身近な地域で専門的な療育支援を行う体制づくりなどに重点的に取り組んでいます。



|  |
| --- |
| ※１　共生社会  　　　　　人間は一人ひとりがすべて異なる存在であり、この違いをかけがえのないものとして受けとめ、互いが理解し合い、共に生きる社会をいいます。 |

４　計画策定にあたっての考え方

１　身近な地域におけるサービスの確保

すべての障害のある人が、希望する場所や住み慣れた地域など、どこに住んでいても、24時間365日安心して暮らせるよう、身近な地域で必要なサービスを確保します。

２　在宅生活やグループホーム等での生活への移行及び就労支援を推進するサービスの提供体制の整備

希望する人が入所施設や精神科病院から円滑に在宅生活やグループホーム等での生活に移行できるよう、また就労支援がさらに推進されるよう、必要なサービスの提供体制を整えます。

３　障害児支援の提供体制の確保

平成24年に成立した「子ども・子育て支援法」の基本理念などを踏まえ、障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保するとともに、可能な限り障害のない子供と同じような一般施策としての子育て支援の中で支援が受けられるような体制を整えます。

また、障害のある子ども及びその家族に対して乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を整えます。

５　区域の設定

障害福祉サービス等は、身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、障害のある人が生活する「市町村」を基本的な単位として提供することが必要です。しかし、市町村単位で実施することが困難な事業については、事業内容やニーズに応じて、広域的な単位を設定し、地域間で格差が生じないようサービスの提供体制づくりを進めます。

この計画における、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める単位となる区域は、二次保健医療圏と高齢者保健福祉圏と整合を図り、次のとおり設定します。

■　図Ⅰ－５－１　障害保健福祉圏

**（中央東）**

**安　芸**



**（中央西）**

**安芸**

**高幡**

**中央**

**幡多**

圏域別人口（平成26年3月1日現在）

